

避難行動要支援者名簿 (同意方式名簿)への登録を受付 災害時の避難に支援が必要な方は区に届出を

区では、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。今年度は7月1日を基準日として名簿を更新します。更新にあたり、地域団体等に提供する「同意方式名簿」への登録を希望する方の届出を受け付けます。

同意方式名簿への登録届出方法

今年度の名簿に登録するには、5月31日(月)までに手続きしてください。

すでに「江東区避難行動要支援者名簿」の登録届出書兼外部提供同意書」を提出している方は名簿に登録されていますので改めての届出は必要ありません。

登録を希望する方の情報は、町会や自治会、マンション管理組合等を母体とした災害協力隊等や民生・児童委員、長寿サポートセンターに提供します。

なお、災害の種類や規模、被災状況によっては、支援ができない場合もあることをご了承ください。

区で名簿登録の対象としている方

- ①75歳以上で一人暮らし、または75歳以上の方のみの世帯
- ②介護保険制度の要介護3～5に該当する方(特別養護老人ホームに入所している方は除く)
- ③身体障害者手帳の肢体不自由(各個別等級)1・2級、視覚障害および聴覚障害の1・2級に該当する方
- ④愛の手帳の1・2度に該当する方

⑤前記①～④に該当していないが、災害時の避難に支援を希望する方

「受付窓口」区役所(福祉課、防災課、障害者支援課)、保健所保健予防課、各保健相談所、長寿サポートセンター

「提出書類」江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書

※区ホームページから提出書類をダウンロードして郵送でも届出できます。郵送の場合は〒135-8383 区役所福祉課福祉管理係へ郵送ください。

避難支援計画(個別計画)の作成

災害協力隊等は、届出された方の具体的な避難支援の方法を検討した個別の避難支援計画(個別計画)を作成します。個別計画作成のため、災害協力隊等がご自宅へ連絡したり、訪問や郵送などによる調査を行います。

「避難行動要支援者に関すること」福祉課福祉管理係

☎(3647)4318
FAX(3647)9186
「個別計画および区の防災対策

にすること「防災課災害対策係

☎(3647)9587
FAX(3647)8440

避難行動要支援者名簿の登録対象および提供団体等

名簿種別	名簿登録対象者	提供団体等
関係機関共有方式名簿	区で名簿登録の対象としている方(上記①～⑤)	消防署 警察署 社会福祉協議会 拠点避難所(区立小・中学校等)
同意方式名簿	上記①～④のうち、名簿の外部提供に同意(登録届出)した方および⑤の方	災害協力隊等(町会、自治会、マンション管理組合等を母体として組織される自主防災組織) 民生・児童委員 長寿サポートセンター

※各団体には管轄・担当区域の名簿を提供します。

「長期計画の展開2021」を策定

区の重点事業や新たな事業展開を掲載

区では、令和2年3月に区政運営の具体的な指針となる長期計画を策定しました。

長期計画を推進するにあたっては、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、特に重点的に取り組むべき事業として掲げた主要事業等を毎年度見直すとともに、新たな事業の展開を図ることとしています。

今回策定した「長期計画の展開2021」は、このような見直しを踏まえた主要事業の今後の予定を改めて示すとともに、新たな事業の展開についても公表するものです。

高校・大学進学を支援 学習塾等受講料・学校受験料を 無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

人 次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生等のことも(20歳未満)を養育している方

○世帯の生計の中心者
○世帯収入が一定基準以下である(給与収入・年金収入がある場合は表1、事業所得等がある)

○生活保護世帯でない
○本資金の連帯保証人になっていない
○他の公的資金の返済を滞納していない
※その他、連帯保証人等の条件あり

「貸付金の対象範囲・金額」
○学習塾等受講料・学習塾、各種受験対策講座、通信講座、

区は、この「長期計画の展開2021」に基づき、区政の着実な推進を図っていきます。

こうとう情報ステーション、図書館、HPで公開

「長期計画の展開2021」は、こうとう情報ステーション(区役所2階)、各図書館、区ホームページで閲覧できます。

※こうとう情報ステーションでは頒布もしています。

「頒布価格」600円
「企画課計画担当」
☎(3647)9168
FAX(3699)8771

江東区耐震改修促進計画を改定

意見募集の結果公表

近年の社会情勢の変化や計画の実施状況を踏まえ、「江東区耐震改修促進計画」を改定しました。改定にあたり、意見募集を行い、5件のご意見が寄せられました。

計画の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、建築調整課(区役所5階25番)で閲覧できます。

意見募集で寄せられた主な意見と区の考え方(抜粋)

○マンション耐震改修工事助成

補習教室にかかる受講料。中学3年生・高校3年生等とも20万円まで(上限)
○受験料・高校、大学、専修学校、各種学校の受験料。中学3年生は2万7千4百円(1回あたり上限2万3千円・4回分まで)、高校3年生等は8万円(回数や1回あたりの上限なし)

表1 総収入の目安

世帯人数	総収入/給与収入等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人(単身)	1,797,000円	1,797,000円
2人	2,717,000円	3,018,000円
3人	3,343,000円	3,788,000円
4人	3,864,000円	4,415,000円
5人	4,415,000円	4,832,000円
6人	4,983,000円	5,412,000円

※収入から家賃(一定額)を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。

表2 総所得の目安

世帯人数	総所得/事業所得等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人(単身)	1,078,000円	1,078,000円
2人	1,722,000円	1,933,000円
3人	2,160,000円	2,850,000円
4人	2,551,000円	2,992,000円
5人	2,992,000円	3,325,000円
6人	3,446,000円	3,789,000円

「返済の免除」こともが高校、大学等に入學し、所定の手続きを行うと返済が免除になります。
「受付時間」平日午前9時～正午、午後1時～5時
「受検生チャレンジ支援貸付相談窓口」(区役所2階福祉事務所入口すぐ、保護第一課隣)
☎(3647)9660
FAX(3647)9663

「区」の考え方

助成要綱により、助成を受ける場合、建築物が建築基準法に適合しているか、適合させるための是正が必要となります。

○特定緊急輸送道路沿道建築物のみ耐震化率を目標としないのはなぜか。

「区」の考え方
道路の通行機能を示すことのできる区間到達率、総合到達率という指標を用いて目標設定を行っています。

「建築調整課建築防災係」
☎(3647)9764
FAX(3647)9009